

使用開始日  
2025年3月3日

Cat  
astrophe  
Bond

## One／フェルマット・CAT債券 ファンド(年4回決算型) (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ <sup>*2</sup>
追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券 <sup>*1</sup> )	年4回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「One／フェルマット・CAT債券ファンド(年4回決算型)(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2024年12月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆364億円  
(2024年12月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主として世界のCAT (Catastrophe=カタストロフィ(大災害)の略)債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

- 以下の投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
  - ・アイルランド籍外国投資法人 フェルマットUCITS CAT債券・ファンド - Fクラス (アンヘッジドJPY) 円建て投資証券(以下「CAT債券ファンド」といいます。)
  - ・DIAMマネーマザーファンド受益証券(以下「マネーマザーファンド」といいます。)※短期米ドル建債券等を主要投資対象とする上場投資信託証券(以下「短期米ドル債ETF」といいます。)に投資する場合があります。短期米ドル債ETFについては、規模、流動性、信用リスク、追従するベンチマーク指数の差異等を総合的に判断して、銘柄を決定します。
- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、CAT債券ファンドの組入比率は、原則として高位をめざします。  
ただし、CAT債券ファンドの設定・換金制限、その受渡に関する障害または当ファンドの換金需要に応じる必要等により、CAT債券ファンドの組入比率が一定期間高位とならず、マネーマザーファンドおよび短期米ドル債ETFの組入比率を高める場合があります。
- CAT債券ファンドにおいて、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。ただし、実質的に非米ドル建資産を組入れる場合は、原則として、対米ドルでヘッジを行います。
- 当ファンドの運用にあたっては、アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社\*からCAT債券ファンドへの投資に関する情報の提供および助言等を受けます。  
\* 委託会社の100%子会社であり、オルタナティブ投資に特化した資産運用会社です。

### CAT債券とは

保険会社等の企業や政府などから大災害時のリスクを移転する債券です。投資家は、一定の条件を満たす大規模な災害等(ハリケーン・地震・洪水等)による損失リスクを負う代わりに、相対的に高いクーポンが期待できます。

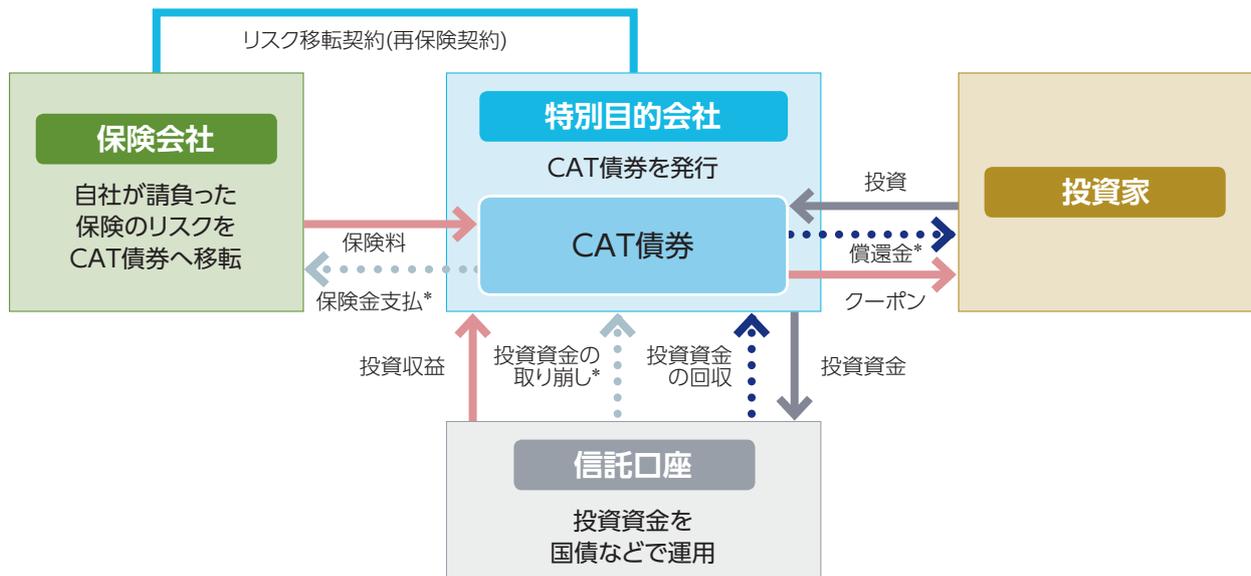


# ファンドの目的・特色

## CAT債券の仕組み

### CAT債券の成り立ちと資金の流れ

- 投資家の投資資金は信託口座に保管され、主に国債などで運用されます。
- 保険金支払が発生しなければ、満期償還時に投資家へ返金されます。
- 保険料と信託口座内での投資収益を原資として、クーポンが投資家へ支払われます。
- 投資家は相対的に高いクーポン収入が期待できる一方で、大規模な自然災害等(ハリケーン・地震・洪水等)が発生し、CAT債券各銘柄の所定の条件(災害保険金請求・支払いの積上がりやマグニチュード等の災害規模など)に該当した場合は、投資家が受取るクーポン収入や償還元本の一部または全部が毀損する可能性があります。



\*大規模な自然災害等(ハリケーン・地震・洪水等)が発生し、あらかじめ契約で定めた条件に達した場合、投資資金が取り崩され保険金が支払われるため、償還金が減少します。

## CAT債券がカバーする災害

### 大規模な自然災害が中心

- 大規模自然災害が中心になります。
- カバーする災害の対象国や地域は、大半が保険制度が発達した先進国です。
- 少額ながら、自然災害以外(テロやパンデミック等)の災害損失リスクをカバーする銘柄も発行されています。



※上記はイメージです。

※当ファンドは、CAT債券がカバーする災害に制限を設けていません。

出所:フェルマット・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの情報をもとに委託会社作成



# ファンドの目的・特色

## 2 CATボンドファンドの運用は、フェルマット・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが行います。

### フェルマット・キャピタル・マネジメント・エルエルシーのご紹介

- フェルマット・キャピタル・マネジメントは、2001年に設立された米国コネチカット州に拠点を置くCAT債券運用の業界パイオニアです。多くの専門家が在籍し、運用資産108億米ドル(約1.7兆円\*) (2024年12月末時点)を誇る業界大手の一角です。
- 規模のメリットから発行体との交渉力を強みとし、情報ソースや災害リスクモデルなどの運用インフラへの積極的な投資も行っています。

\*1米ドル=158.18円(2024年12月末)で換算。

出所:フェルマット・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの情報をもとに委託会社作成

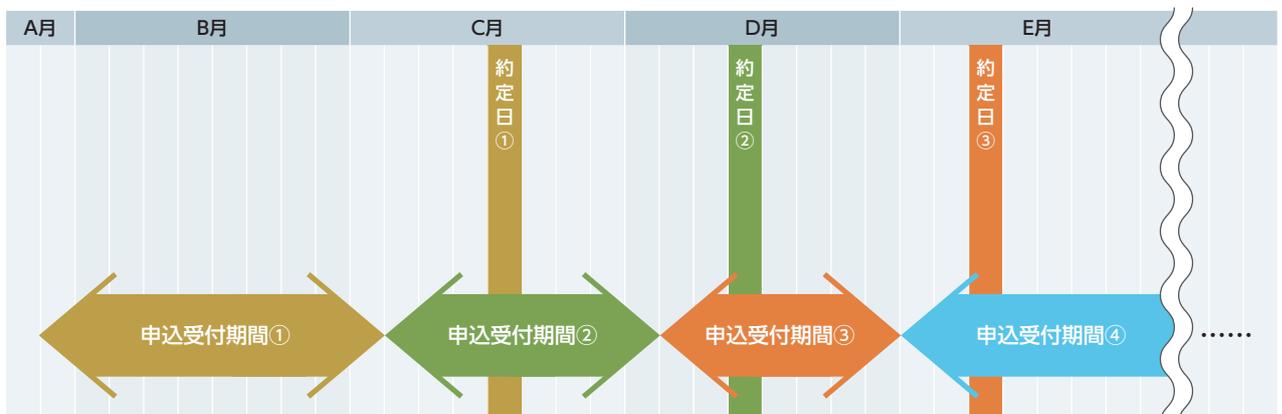
## 3 当ファンドの購入・換金については月に1回の約定とします。

- 当ファンドの購入・換金は、毎国内営業日お申込みを受付けますが、約定日は月1回となります。月1回の約定日ごとに、購入・換金申込受付期間が定められています。受付期間中に受付けたお申込みは、当該受付期間に応じた約定日に約定されます。
- 購入価額は、申込受付期間に応じた約定日(月1回)の基準価額となります。
- 換金価額は、申込受付期間に応じた約定日(月1回)の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。

※当ファンドは約定日が月1回となるため、購入・換金時の基準価額とお申込み時の基準価額が大きく異なる場合があります。また、ご換金の場合、換金代金のお受取りまで時間がかかりますのでご注意ください。

※CATボンドファンドの設定・換金制限、その受渡に関する障害、その他やむを得ない事情等により、当ファンドの購入または換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。

### ■お申込みの受付と約定のイメージ



※上記は当ファンドの購入・換金のお申込みサイクルについてご理解いただくために図示したものです。実際の「申込受付期間」や「約定日」は、国内や海外の休業日等により決定されるため、上記のイメージ通りとならない場合があります。お申込みのスケジュール等については販売会社にお問い合わせください。



# ファンドの目的・特色

## 4 年4回の決算日において、収益分配を行うことをめざします。

- 年4回の決算日(毎年3月、6月、9月、12月の各25日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

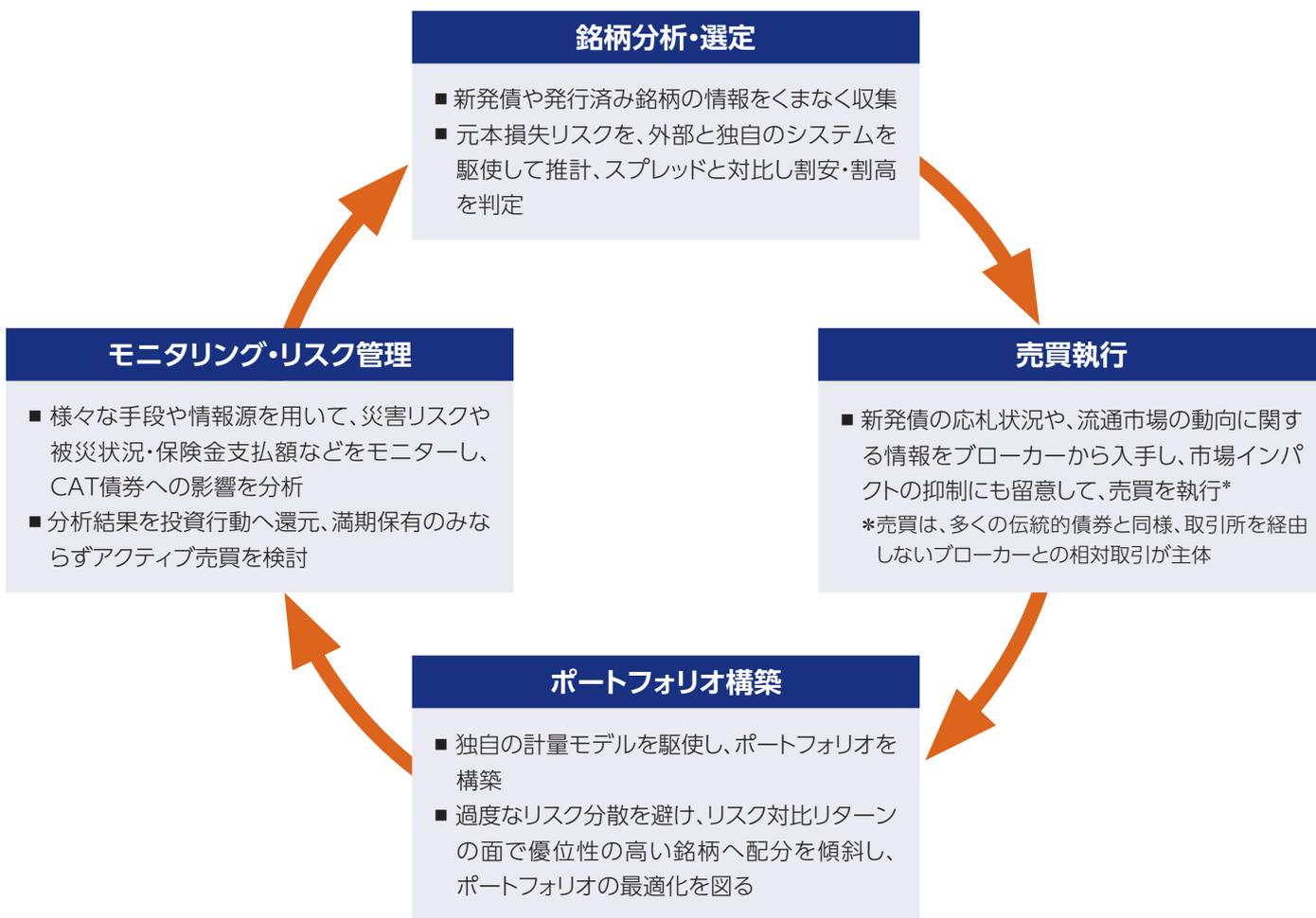


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 運用プロセス

### ■投資対象とするCAT債券ファンドの運用プロセス



※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2025年2月28日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所:フェルマット・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの情報をもとに委託会社作成

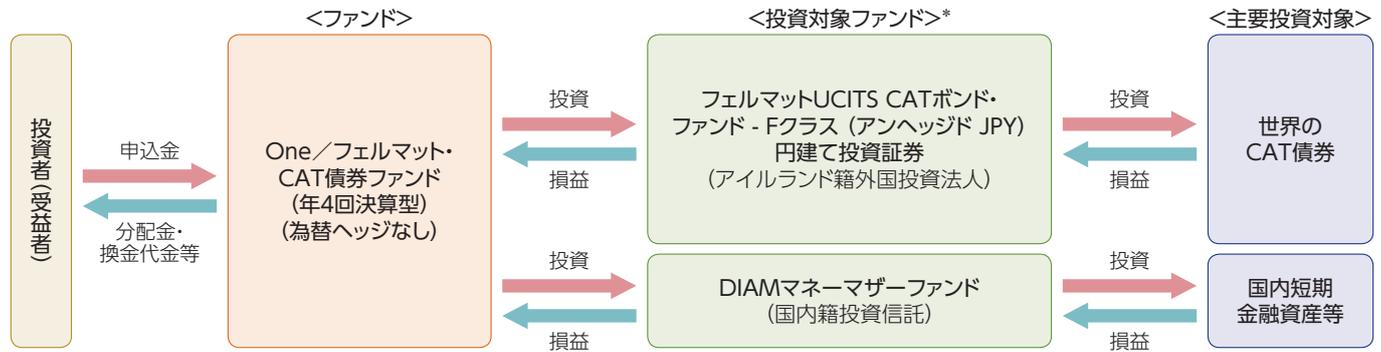


# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



\*短期米ドル債ETFに投資する場合があります。

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## ■ 分配方針

年4回の決算時(毎年3月、6月、9月、12月の各25日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

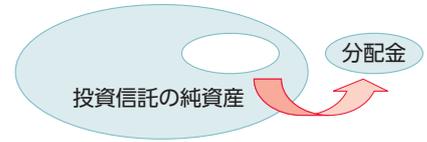


# ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



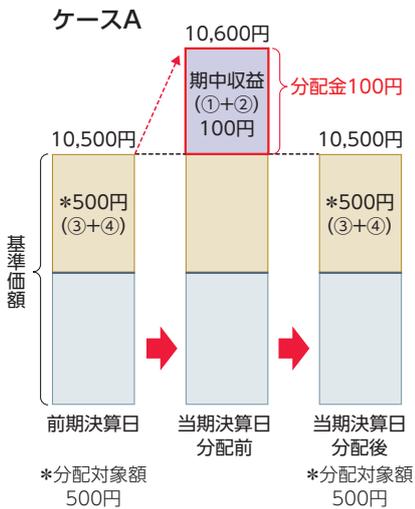
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

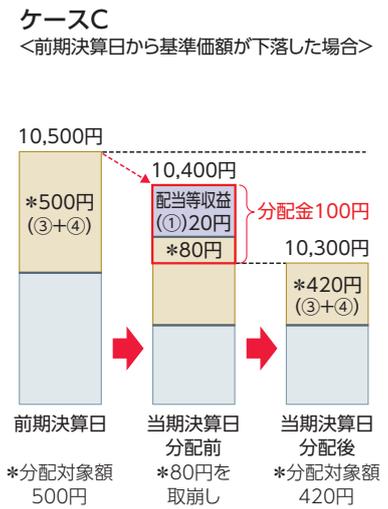
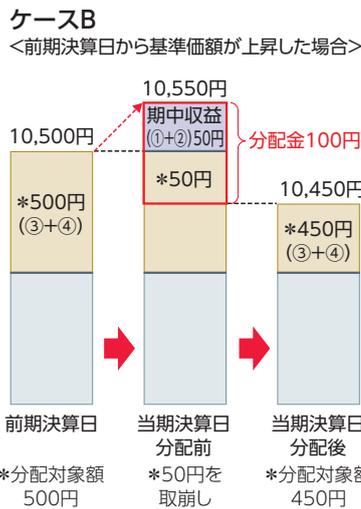
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



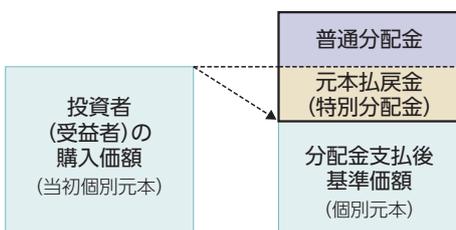
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

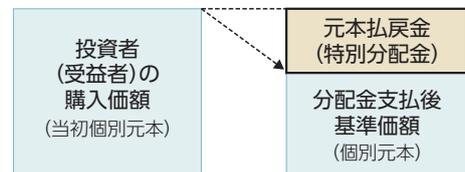
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。  
(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項①

### ■ 購入・換金のお申込みについて

当ファンドの購入・換金は、毎国内営業日お申込みを受付けますが、約定日は月1回となります。月1回の約定日ごとに、購入・換金申込受付期間が定められています。

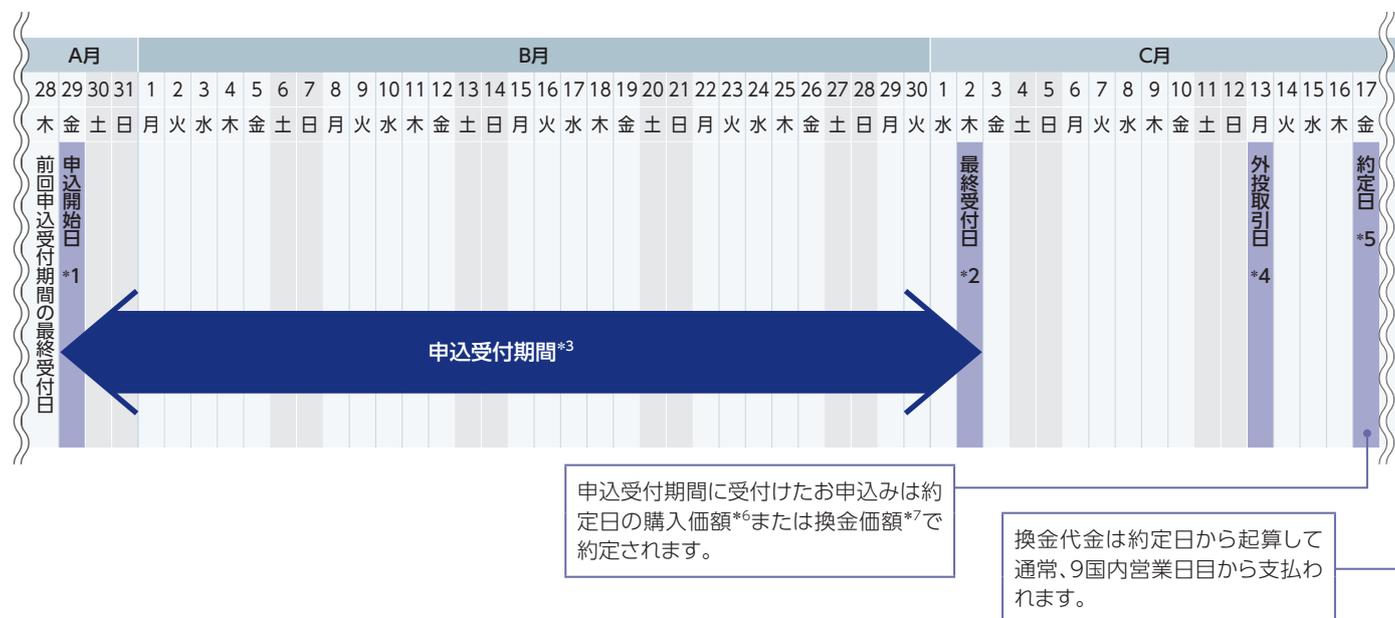
受付期間中に受付けたお申込みは、当該受付期間に応じた約定日に約定されます。

※当ファンドは約定日が月1回となるため、購入・換金時の基準価額とお申込み時の基準価額が大きく異なる場合があります。また、ご換金の場合、換金代金のお受取りまで時間がかかりますのでご注意ください。

### ■ お申込みのイメージ

お申込みの受付から約定までの1サイクルの例

以下の例では、申込受付期間(A月29日～C月2日)に受付けたお申込みは、約定日(C月17日)の購入価額・換金価額で約定されます。



※上記は当ファンドの購入・換金のお申込みサイクルについてご理解いただくために図示したものです。実際の「申込受付期間」や「約定日」は、国内や海外の休業日等により決定されるため、上記のイメージ通りとならない場合があります。お申込みのスケジュール等については販売会社にお問い合わせください。

<b>*1 申込開始日</b>	前回申込受付期間の最終受付日の翌国内営業日
<b>*2 最終受付日</b>	外投取引日の6外投営業日*8前の日の前国内営業日 (6外投営業日前の日の国内営業日ではない場合は、2国内営業日前の日)
<b>*3 申込受付期間</b>	申込開始日から最終受付日まで
<b>*4 外投取引日</b>	毎月第2月曜日(外投営業日ではない場合は翌外投営業日)
<b>*5 約定日</b>	外投取引日の通常、3外投営業日後の日の翌国内営業日 (海外の休日の変更、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、大災害等が発生した場合、その他やむを得ない事情があるときは、約定日が遅延する場合があります。)
<b>*6 購入価額</b>	申込受付期間に応じた約定日の基準価額
<b>*7 換金価額</b>	申込受付期間に応じた約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
<b>*8 外投営業日</b>	ダブリンの銀行およびニューヨーク証券取引所の営業日、または外国投資法人が指定する日

※上記の外投は、CAT債券ファンドを示します。(以下同じ)



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項②

### ■当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	フェルマットUCITS CAT債券・ファンド - Fクラス (アンヘッジド JPY)
形態	アイルランド籍外国投資法人/円建て投資証券
主要投資対象	CAT債券*を主要投資対象とします。 *CAT債券とは、保険会社等の企業や政府などから大災害時等のリスクを移転する債券です。投資家は、一定の条件を満たす大規模な災害等(ハリケーン・地震・洪水等)による損失リスクを負う代わりに、相対的に高いクーポンが期待できます。
投資態度	①主として世界のCAT債券に投資することにより、リターンを獲得をめざします。 ②投資対象とする大部分のCAT債券は満期までの期間が1～5年です。 ③投資に当たっては、徹底的な調査、独自のモデルを活用したリスク分析および価格分析を行い、各CAT債券の投資機会を評価します。 ④保険会社等が発行する債券(劣後債も含まれます)に純資産総額の10%を上限として投資する場合があります。 ⑤ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性が高いと判断する特定の市況環境等においては、純資産総額の100%を現金・預金等短期金融商品、国債、国際機関債等に投資する場合があります。 ⑥原則として組入非米ドル建て資産について、対米ドルでヘッジを行う方針です。 ⑦ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券への投資割合は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ②ヘッジ目的でのみ、デリバティブ取引等でショートポジションをとる場合があります。 ③原則として純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
分配方針	通常1月、7月に分配を行い、翌月末までに支払いを行う予定です。
主要関係法人	・管理会社:カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ(アイルランド)リミテッド ・投資顧問会社:フェルマット・キャピタル・マネジメン・エルエルシー ・管理事務代行会社兼名義書換代理人:ステート・ストリート・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッド ・保管銀行:ステート・ストリート・カストディアル・サービス(アイルランド)リミテッド
申込手数料	ありません。
信託報酬等	純資産総額に対して、年率1.155%以内 ※ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。
その他費用	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。

※上記外国投資法人は、既存投資家保護等の観点から、当該流入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の調整(価格の増減)を行う場合があります。

※上記外国投資法人は、換金が純資産総額の10%を超える場合には、純資産総額の10%を超える換金を制限することがあります。



# ファンドの目的・特色

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
形態	国内籍投資信託(親投資信託)／円建受益証券
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関 <sup>(*)</sup> の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。 (*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。 ②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。 ③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。

※DIAMマネーマザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書に記載しております。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

### 災害 リスク

**CAT債券が対象とする災害が発生した場合等は、基準価額の下落要因となります。**

#### 災害発生リスク

CAT債券は、発生した場合に重大な損失が見込まれる大災害やそれに伴う保険金の支払額等を元本毀損等の判定対象としています。

そのため、当ファンドが実質的に投資を行っているCAT債券が対象とする大災害等が発生した場合(発生する可能性が生じた場合を含みます。)には、CAT債券の元利金の一部または全部が毀損する可能性や償還期限が延長する可能性があり、CAT債券の価格が大きく下がり、基準価額が大幅に下落する場合があります。

#### 特定地域の特定災害への集中リスク

CAT債券市場は、一般に特定の地域の特定の災害等にリスクが集中する傾向があります。そのため、当ファンドでも特定の地域の特定の災害等に関連した銘柄の実質組入比率が高くなる場合があり、伝統的資産に分散投資した場合に比べて、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。リスクが集中した地域での当該災害等の発生は、基準価額が大幅に下落する要因となる場合があります。

#### 災害リスク分析のリスク

一般に、CAT債券が対象とする災害による損失確率等は災害モデルにより計算されますが、過去のデータの解析手法や学術的な見解の変更等により、損失確率等が再計算される場合は、その結果によってはCAT債券の価格が下落し、基準価額が大幅に下落する場合があります。

### 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

CAT債券は、一般的な公社債と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さく、流動性リスクが相対的に高いものとなります。大災害等の発生や発生が高まる環境等によっては、機動的な売買ができない可能性があり、不利な価格でCAT債券を売買せざるを得なかった場合、基準価額に不利な影響をおよぼす可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とするCAT債券ファンドでは、市場でのCAT債券の流動性が乏しい場合等には、専門家等が注意深くCAT債券の価格を評価しますが、実際の価値を正確に反映していないおそれがあります。また、CAT債券ファンドにおいて、一時的に大量の換金が集中した場合など受益者の公平性を著しく害すると判断される状況等においては、CAT債券ファンドの取得申込みおよび換金の受付が中止されること、ならびに既に受付けた取得申込みおよび換金を取り消される場合があります。



# 投資リスク

## 信用 リスク

**投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生等は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。また元本および利息を支払う発行体の能力が損なわれることがあります。発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、価格が下落したり、その価値がなくなる場合もあり、基準価額が下落する要因となります。

また、CAT債券は、自然災害やパンデミックの発生または当該債券の発行要項に定められた災害の発生等により発行体が債務不履行に陥る場合や、そのおそれが生じた結果、価格が大幅に下落する場合や、リスク移転契約(再保険契約)を締結した保険会社の倒産等により早期償還される場合があり、基準価額の下落につながることがあります。

加えて、多くの場合に発行体になる特別目的会社は追加の資本調達が可能ではなく、想定外の費用や負債が発生した場合、その費用や負債、または発行した証券に対する必要な利息および元本を支払うための資金を有さず、利金等の支払いが滞る可能性があります。

CAT債券は、格付会社によって低格付を付与されるまたは未評価の場合があるため、一般的な公社債と比較して、信用リスクが相対的に高いものとなります。

## 金利変動 リスク

**金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。**

一般に、CAT債券は、一般的な公社債と比較して、金利変動の影響を受けにくい特性を有している場合が多いですが、金利の上昇による影響が皆無ではなく、CAT債券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となる場合があります。

## 為替変動 リスク

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。実質組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

## カントリー リスク

**発行体所在国・地域や投資対象通貨を自国通貨とする国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

発行体所在国・地域や投資対象通貨を自国通貨とする国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

また、政治・経済の動向や社会情勢等による間接的な影響を受け、CAT債券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となる場合があります。

## 特定の投資 信託証券に 投資する リスク

**組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。**

当ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。



# 投資リスク

## 早期償還 リスク

**CAT債券の早期償還は、基準価額の下落要因となる可能性があります。**

一般的にCAT債券は、リスク移転契約(再保険契約)を締結した保険会社が倒産した場合等に早期償還される条項が付与されており、CAT債券が早期償還された場合は、基準価額が下落する要因となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドが主要投資対象とするCAT債券ファンドでは、純資産総額の10%を超える換金が制限されることがあります。換金制限が発生した場合には、基本的に当ファンドはすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消すものとします。また、換金制限の発生期間中や委託会社が換金制限の発生の蓋然性が高いと認める場合にも、すでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消すこと、または換金のお申込みの受付を中止する場合があります。
- 当ファンドが主要投資対象とするCAT債券ファンドの純資産価格は、原則として週次で算出され、日次では算出されません。そのため、当ファンドの日々の基準価額は、CAT債券ファンドの純資産価格の反映時に大きく変動する可能性があります。

### <当ファンドの基準価額へのCAT債券ファンドの純資産価格\*の反映イメージ>

\* 以下[NAV]といいます。

CAT債券ファンドのNAVは原則として、週1回\*1算出されます。そのため当ファンドの基準価額へのCAT債券ファンドのNAVの反映も原則として週1回となります。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
CAT債券ファンド	NAV算出基準日*1		NAV送付日*2		
当ファンド				CAT債券ファンドのNAVを受領し、当ファンドの基準価額へ反映*2	

\*1 原則として、毎週月曜日(ただし、外投営業日\*3でない場合は、翌外投営業日となる場合があります。また、第1月曜日、第5月曜日は算出されない場合があります。)および各月の最終外投営業日。

\*2 CAT債券ファンドのNAVは通常、NAV算出基準日から2外投営業日後までに送付されます。また、当ファンドの基準価額には、NAV送付日の翌国内営業日にCAT債券ファンドのNAVを受領後、反映されます。なお、CAT債券ファンドのNAVの送付日が前後した場合には、当ファンドの基準価額への反映日も前後します。

\*3 外投営業日とは、ダブリンの銀行およびニューヨーク証券取引所の営業日、または外国投資法人が指定する日をいいます。

※当ファンドの基準価額は、CAT債券ファンドのNAV以外にも、その他の資産の価格(為替レートも含まれます。)や信託報酬等が反映され、日次で算出が行われます。

※上記はイメージであり、異なる場合があることにご注意ください。



# 投資リスク

- 大災害等の発生により、主要投資対象であるCATボンドファンドの純資産価格の算出が困難となる、または遅延する場合があります。当該事象が発生した場合、その影響が十分に反映されていない基準価額で設定・換金の約定をする場合があります。
- 当ファンドが主要投資対象とするCATボンドファンドの組入比率が低い期間においては、高位に組入れた場合に期待される投資効果を得られないことが想定されます。
- 当ファンドが主要投資対象とするCATボンドファンドの設定・換金制限、その受渡に関する障害または当ファンドの換金需要に応じる必要等により、CATボンドファンドの組入比率が一定期間高位とならず、マネーマザーファンドおよび短期米ドル債ETFの組入比率を高める場合があります。
- 当ファンドが主要投資対象とするCATボンドファンドの換金に時間がかかることが想定される場合には、ファンドの償還に向け十分な時間的余裕をもって組入比率を引き下げることがあります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



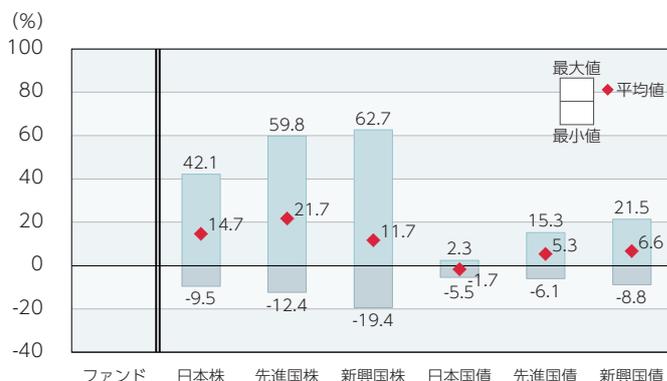
# 投資リスク

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。  
代表的な資産クラス:2020年1月~2024年12月

\*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はあります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

(ご参考) [データ基準日:2024年12月末]

### ■フェルマットUCITS CAT債券・ファンド - Fクラス(アンヘッジド JPY)

※フェルマット・キャピタル・マネジメント・エルエルシーからの情報を基に作成しています。

#### 組入上位5銘柄

銘柄名	償還日	通貨	対象災害
Sussex Capital Limited Series 2020-1	2025/1/8	米ドル	複数の災害(主に北米のハリケーン・地震等)
Argon Matterhorn Ltd. Series 2022-1 Class A	2027/1/25	米ドル	複数の災害(世界各国のハリケーン・地震等)
Alamo Re Ltd. Series 2024-1 Class B	2027/6/7	米ドル	複数の災害(主に米国ハリケーン(テキサス州))
Herbie Re Ltd. Series 2020-2 Class B	2025/1/8	米ドル	複数の災害(主に米国のハリケーン・地震等)
FloodSmart Re Ltd. Series 2022-1 Class A	2025/2/25	米ドル	米国洪水(大型ハリケーンに伴う洪水)

### ■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	1275回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2025/3/24	25.37
2	1261回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2025/4/10	19.03
3	1238回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2025/6/20	19.01
4	1244回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2025/7/22	19.01

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)								
購入価額	<p>当初申込期間:1口当たり1円          継続申込期間:申込受付期間に応じた約定日<sup>*1</sup>(月1回)の基準価額          (基準価額は1万口当たりで表示しています。)          ※約定日ごとに申込受付期間を設け、その期間中のお申込み受付分が当該約定日の基準価額での購入となります。</p> <p>(申込受付期間) 前回申込受付期間の最終受付日<sup>*2</sup>の翌国内営業日から最終受付日まで。          なお、最初の申込受付期間は2025年3月28日から開始となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>*1 約定日</td> <td>外投取引日<sup>*3</sup>の通常、3外投営業日<sup>*4</sup>後の日の翌国内営業日 (海外の休日の変更、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、大災害等が発生した場合、その他やむを得ない事情があるときは、約定日が遅延する場合があります。)</td> </tr> <tr> <td>*2 最終受付日</td> <td>外投取引日の6外投営業日前の日の前国内営業日 (6外投営業日前の日が国内営業日ではない場合は2国内営業日前の日)</td> </tr> <tr> <td>*3 外投取引日</td> <td>毎月第2月曜日(外投営業日ではない場合は翌外投営業日)</td> </tr> <tr> <td>*4 外投営業日</td> <td>ダブリンの銀行およびニューヨーク証券取引所の営業日、または外国投資法人が指定する日</td> </tr> </table> <p>※詳細は7ページの「追加的記載事項①」をご参照ください。</p>	*1 約定日	外投取引日 <sup>*3</sup> の通常、3外投営業日 <sup>*4</sup> 後の日の翌国内営業日 (海外の休日の変更、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、大災害等が発生した場合、その他やむを得ない事情があるときは、約定日が遅延する場合があります。)	*2 最終受付日	外投取引日の6外投営業日前の日の前国内営業日 (6外投営業日前の日が国内営業日ではない場合は2国内営業日前の日)	*3 外投取引日	毎月第2月曜日(外投営業日ではない場合は翌外投営業日)	*4 外投営業日	ダブリンの銀行およびニューヨーク証券取引所の営業日、または外国投資法人が指定する日
*1 約定日	外投取引日 <sup>*3</sup> の通常、3外投営業日 <sup>*4</sup> 後の日の翌国内営業日 (海外の休日の変更、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、大災害等が発生した場合、その他やむを得ない事情があるときは、約定日が遅延する場合があります。)								
*2 最終受付日	外投取引日の6外投営業日前の日の前国内営業日 (6外投営業日前の日が国内営業日ではない場合は2国内営業日前の日)								
*3 外投取引日	毎月第2月曜日(外投営業日ではない場合は翌外投営業日)								
*4 外投営業日	ダブリンの銀行およびニューヨーク証券取引所の営業日、または外国投資法人が指定する日								
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。								
換金単位	販売会社が定める単位								
換金価額	<p>申込受付期間<sup>*</sup>に応じた約定日<sup>*</sup>(月1回)の基準価額から信託財産留保額を控除した価額          ※約定日ごとに申込受付期間を設け、その期間中のお申込み受付分が当該約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額での換金となります。          * 申込受付期間および約定日については、購入価額欄をご参照ください。          ※詳細は7ページの「追加的記載事項①」をご参照ください。</p>								
換金代金	<p>約定日<sup>*</sup>から起算して通常、9国内営業日目からお支払いします。          ※海外の休日の変更、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、大災害等が発生した場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金代金のお支払いが遅延する場合があります。          * 約定日については購入価額欄をご参照ください。</p>								
申込締切時間	<p>当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。          継続申込期間:原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>								
購入の申込期間	<p>当初申込期間:2025年3月17日から2025年3月27日まで          継続申込期間:2025年3月28日から2026年6月25日まで          ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>								
換金制限	<p>・当ファンドが主要投資対象とするCAT債券ファンドは、純資産総額の10%を超える換金を制限することがあります。換金制限が発生した場合には、基本的に当ファンドはすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消すものとします。          ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。</p>								
購入・換金申込受付の中止および取消し	<p>投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とするCAT債券ファンドの設定制限または換金制限の発生(委託会社が換金制限の発生の蓋然性が高いと認める場合を含みます。)、その受渡に関する障害、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。</p>								



## 手続・手数料等

信託期間	2030年9月25日まで(2025年3月28日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするCATボンドファンドが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>•信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li><li>•純資産総額が30億円を下回ることとなった場合</li><li>•やむを得ない事情が発生した場合</li></ul>
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	3月、9月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。												
信託財産留保額	申込受付期間に応じた約定日(月1回)の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.133%(税抜1.03%)            信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率            ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.50%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.50%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社)に対する報酬(委託会社の信託報酬の50%)が含まれます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.50%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役務										
	委託会社	年率0.50%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
投資対象とする 外国投資法人	CATボンドファンドの純資産総額に対して年率1.155%以内 ※ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。												
実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率2.288%(税抜2.185%)以内(概算)</b> ※上記は当ファンドが投資対象とするCATボンドファンドを高位に組入れた状態を想定しています。												
その他の 費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※投資対象とするCATボンドファンドにおいては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示しておりません。



# 手続・手数料等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## --- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)